



発行
東京都

目次

39

条 例

○東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第一〇九号）

- 一 東京都組織条例の一部を改正する条例（平成二六年東京都条例第九九号）の施行に伴い、常任委員会の所管を改めます。
- 二 この条例は、平成二六年七月一六日から施行します。

条 例

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九九号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例（昭和三十一年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事本局」を「政策企画局」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二六年七月十六日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の東京都議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002